国立大学法人東京農工大学コンプライアンス規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学コンプライアンス規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
本則 (新設)	本則 (調査への協力義務) 第15条 の際景なけ、前条第150の調本に際して切れたよかられたした	
(是正措置等) <u>第 15 条</u> (略)	第 15 条 役職員等は、前条第 1 項の調査に際して協力を求められたとき は、当該調査に協力しなければならない。 (是正措置等) 第 16 条 (略)	
(事務) <u>第 16 条</u> (略) (雑則) <u>第 17 条</u> (略)	(事務) <u>第 17 条</u> (略) (雑則) <u>第 18 条</u> (略)	

附 則(経教規程第45号)

この規程は、平成25年11月25日から施行する。